

**空き家に関する  
新補助金制度の概要について**

# 新たな空き家に関する補助金制度の創設イメージ（利活用）

## ■ 愛荘町空家等利活用推進補助金

目的：空家等の有効活用を行うとともに、移住・定住の促進、商業振興等による地域の活性化等を図る。

対象物件	空き家バンクに登録されている物件
対象者	空き家バンク登録物件の所有者または利用者
補助率	事業費に対して2分の1
補助上限額	200万円 ※ただし、補助金申請者自身が当該物件を住居または店舗として使用しない場合（転貸・転売する場合）は100万円とする。
加算措置	(1) 子育て世帯・・・30万円 (2) 転入世帯・・・20万円 (3) 転居世帯・・・20万円 (4) 3世代同居・・・50万円 (5) 前住居除却・・・50万円 (6) 耐震改修・・・100万円 (7) 都市機能誘導区域へ新規出店する場合・・・100万円 ※結婚新生活支援・・・30万円または60万円（別要綱で制定）
その他	・同一物件に対して1度限り ・同一の交付申請者による申請は、同一年度につき1回限り ・物件所有者が補助事業を実施した空家等に自ら居住しないこと ・3親等以内の親族への売買、譲渡または賃貸は不可

## 新たな空き家に関する補助金制度の創設イメージ（適正管理）

### ■（仮称）愛荘町管理不全空家等除却補助金

目的：近隣住民に与える環境問題や危険の解消を最優先とし、空家等の周辺環境改善と安心安全の向上を目的に、管理不全空家の除去を支援する。

対象物件	管理不全空家、特定空家
対象者	空家等の所有者、管理者、相続人等
補助率	事業費に対して2分の1
補助上限額	50万円
条件等	<ul style="list-style-type: none"><li>・愛荘町に対し、税金や使用料の未納が無い事。</li><li>・建物の解体だけでなく、門扉や樹木等も除去し更地にすること。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・町に対し、国から5分の2、滋賀県から5分の1の補助金制度があります。（50万円を交付すれば国と県から30万円の補助金が入り、町負担は20万円）</li><li>・<u>管理不全空家の判断基準は町独自で定める必要がある。</u></li></ul>